

議第6号

平成25年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成25年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目

的、限度額、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成25年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表
歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 32,320
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,320
2 繰 越 金		49,200
	1 繰 越 金	49,200
3 諸 収 入		28,980
	1 県 預 金 利 子	30
	2 貸 付 金 元 利 収 入	28,940
	3 雜 入	10
4 県 債		51,000
	1 県 債	51,000
歳 入 合 計		161,500

議第6号 平成25年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 161,500
	1 農 業 改 良 資 金 費	161,500
歳 出 合 計		161,500

第2表
県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	利 率	償 返 の 方 法
農業改良資金貸付事業	51,000 <small>千円</small>	無 利 子	国の融通条件による。

議第7号

平成25年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

平成25年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ825,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

議第7号 平成25年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

第1表
歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰 越 金		千円 291,398
	1 繰 越 金	291,398
2 諸 収 入		533,602
	1 県 預 金 利 子	1,014
	2 貸 付 金 元 利 収 入	532,584
	3 雜 入	4
歳 入 合 計		825,000

議第7号 平成25年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金額
1 産 業 振 興 費		千円 825,000
	1 中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 事 業 費	825,000
歳 出	合 計	825,000

議第8号

平成25年度奈良県証紙収入特別会計予算

平成25年度奈良県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,499,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表
歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 4,287,000
	1 証 紙 収 入	4,287,000
2 繰 越 金		212,000
	1 繰 越 金	212,000
歳 入 合 計		4,499,000

議第8号 平成25年度奈良県証紙収入特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 4,499,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,499,000
歳 出 合 計		4,499,000

議第9号

平成25年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

平成25年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,534,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

平成25年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表
歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		7,494,708
	1 負担金	7,494,708
2 国庫支出金		1,423,660
	1 国庫補助金	1,423,660
3 繰入金		70,000
	1 一般会計繰入金	70,000
4 繰越金		969,688
	1 繰越金	969,688
5 諸収入		2,344
	1 雜入	2,344
6 県債		573,600
	1 県債	573,600
歳入合計		10,534,000

議第9号 平成25年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金額
1 県 土 マ ネ ジ メ ン ト 費		千円 10,534,000
	1 流 域 下 水 道 費	10,534,000
歳 出 合 計		10,534,000

第2表

債務負担行為

事項	期間	限度額
流域下水道事業にかかる 契約	平成26年度から 平成27年度まで	3,844,000 千円

第3表 県債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
流域下水道事業	573,600 千円	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。

議第10号

平成25年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成25年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表
歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,700
	1 一般会計繰入金	1,700
2 繰越金		39,900
	1 繰越金	39,900
3 諸収入		80,100
	1 県預金利子	50
	2 貸付金元利収入	80,000
	3 雜入	50
歳入合計		121,700

議第10号 平成25年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 121,700
	1 林 業 改 善 資 金 費	121,700
歳 出 合 計		121,700

議第11号

平成25年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

平成25年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ645,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表
歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 426,340
	1 使用料	426,340
2 繰入金		66,871
	1 一般会計繰入金	66,871
3 繰越金		7,867
	1 繰越金	7,867
4 諸収入		144,322
	1 雜入	144,322
歳入合計		645,400

議第11号 平成25年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 645,400
	1 中 央 卸 売 市 場 事 業 費	645,400
歳 出 合 計		645,400

議第12号

平成25年度奈良県公債管理特別会計予算

平成25年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,724,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成25年2月27日提出

奈 良 県 知 事 荒 井 正 吾

第1表
歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 10,000
	1 財産運用収入	10,000
2 繰入金		85,294,500
	1 一般会計繰入金	78,582,485
	2 特別会計繰入金	5,398,015
	3 基本金繰入金	1,314,000
3 県債		31,419,500
	1 県債	31,419,500
歳入合計		116,724,000

議第12号 平成25年度奈良県公債管理特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 116,724,000
	1 公 債 費	116,724,000
歳 出 合 計		116,724,000

第 2 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借 换 債	31,419,500 千円	証書借入又は債券発行による。	年 8 . 0 % 以 内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。

議第13号

平成25年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

平成25年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ240,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表
歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		千円 146,791
	1 国 庫 補 助 金	146,791
2 繰 入 金		31,563
	1 基 金 繰 入 金	31,563
3 諸 収 入		61,846
	1 貸 付 金 元 利 収 入	61,846
歳 入 合 計		240,200

議第13号 平成25年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 240,200
	1 育成奨学金貸付事業費	240,200
歳 出 合 計		240,200

議第14号

平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 納水団体数	11市12町1村
(2) 年間給水量	76,000,000立方メートル
(3) 1日平均給水量	208,219立方メートル
(4) 主要な建設工事	
県営水道施設拡張工事	368,900千円
既存施設更新改良工事	864,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 事業収益	10,050,056千円
第1項 営業収益	9,989,145千円
第2項 営業外収益	60,911千円
支	出
第1款 事業費	9,758,483千円
第1項 営業費用	8,194,653千円
第2項 営業外費用	1,558,830千円
第3項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,145,700千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,998千円、減債積立金2,120,000千円、過年度損益勘定留保資金654,800千円及び当年度損益勘定留保資金3,311,902千円で補てんするものとする。）

収	入
第1款 資本的収入	1,402,735千円
第1項 企業債	1,137,600千円

議第14号 平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

第2項 他会計からの助成金	127,800千円
第3項 国庫支出金	137,317千円
第4項 雜 入	18千円
支 出	
第1款 資本的支出	7,548,435千円
第1項 建設改良費	1,580,092千円
第2項 企業債償還金	5,939,343千円
第3項 国庫補助金等返還金	29,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
既存施設更新改良事業にかかる契約	平成26年度から 平成27年度まで	36,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給施設建設事業	千円 1,137,600	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上げ償還をし、又は低利債に借り換えることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

議第14号 平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 715,408千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、471,283千円と定める。

平成25年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

議第15号

平成25年度奈良県病院事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度奈良県病院事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間患者数

	奈良病院	三室病院	五條病院	計
入院患者数	119,355人	93,075人	45,260人	257,690人
外来患者数	221,796人	161,284人	72,956人	456,036人

(2) 1日平均患者数

	奈良病院	三室病院	五條病院	計
入院患者数	327人	255人	124人	706人
外来患者数	909人	661人	299人	1,869人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		22,408,667千円
第1項 医業収益		20,571,429千円
第2項 医業外収益		1,553,616千円
第3項 看護師養成事業収益		283,622千円
	支	出
第1款 病院事業費用		22,408,667千円
第1項 医業費用		21,951,073千円
第2項 医業外費用		173,972千円
第3項 看護師養成事業費用		283,622千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,224,533千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額851千円、過年度損益勘定留保資金827,770千円及び当年度損益勘定留保資金395,912千円で補てんするものとする。）

議第15号 平成25年度奈良県病院事業費特別会計予算

収 入	
第1款 病院事業資本的収入	894,800千円
第1項 企 業 債	871,600千円
第2項 他会計からの助成金	23,200千円
支 出	
第1款 病院事業資本的支出	2,119,333千円
第1項 建 設 改 良 費	891,600千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,227,733千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 返 の 方 法
器械備品の整備	849,100 千円		年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
三室病院施設整備事業	19,300	証書借入又は債券発行による。		借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上げ償還をし、又は低利債に借り換えることができるものとする。
借 換 債	3,200			
計	871,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	12,181,050千円
(2) 交際費	80千円

(他会計からの負担金及び補助金)

第9条 病院事業の経営健全化及び看護師養成のための経費として、一般会計からこの会計へ負担及び補助を受ける金額は、2,198,200千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,501,610千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

(種類)	(名称)	(数量)
医療機器	磁気共鳴画像診断装置	一式

平成25年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾